

重 要 事 項 説 明 書

(年 月 日現在)

ケアハウスのご利用に際し、当事業者より利用者に対する説明事項は次のとおりです。

1 事業者

事業所種別	軽費老人ホーム(ケアハウス)
法人所在地	千葉県船橋市飯山満町 2 丁目 681 番地
法人種別	社会福祉法人 清和会
代表者	理事長 林 節 子
電話番号	0 4 7 (4 6 7) 6 1 1 1

2 利用施設

施設の名称	ケアハウス市立船橋長寿園
施設の所在地	千葉県船橋市飯山満町 2 丁目 519 番地 3 号
園 長	林 茂 樹
電話番号	0 4 7 (4 6 1) 9 9 9 4 F A X 0 4 7 (4 1 1) 8 4 7 8

3 併設施設

施設の名称	船橋市リハビリセンター
施設の所在地	千葉県船橋市飯山満町 2 丁目 519 番地 3 号
所 長	梅 津 博 道
電話番号	0 4 7 (4 6 8) 2 0 0 1
施設の名称	二宮・飯山満在宅介護支援センター
施設の所在地	千葉県船橋市飯山満町 2 丁目 519 番地 3 号
センター長	高 橋 信 行
電話番号	0 4 7 (4 6 1) 9 9 9 3
施設の名称	特別養護老人ホーム 第 2 ワールドナーシングホーム
施設の所在地	千葉県船橋市飯山満町 2 丁目 518 番地 1 号
施設 長	林 節 子
電話番号	0 4 7 (4 6 1) 9 1 1 1

4 協力病院

施 設 の 名 称	医療法人社団協友会 船橋総合病院
施設の所在地	千葉県船橋市北本町1丁目13番地1号
院 長	塚 本 哲 也
電 話 番 号	0 4 7 (4 2 5) 1 1 5 1
施 設 の 名 称	医療法人 同和会 千葉病院
施設の所在地	千葉県船橋市飯山満町2丁目508番地
院 長	小 松 尚 也
電 話 番 号	0 4 7 (4 6 6) 2 1 7 6

5 事業の目的と経営の方針

事業の目的	家庭環境、住宅事情等の理由により居宅において生活することが困難な高齢者を入居させ、食事の提供その他日常生活上必要な便宜を供与し、もって高齢者が、「健康でいつまでも元気に、充実した生活が送れる」ことを目的とする。
施設運営の方針	高齢者の特性に配慮した住みよい環境を提供し、利用者の自主性を尊重することを基本として利用者が明るく心豊かに日常生活ができるよう配慮していくものとする。 利用者の従来の生活歴・家庭環境・心身の健康状態等を的確に把握し、日常生活全般や健康促進等への各種相談に応じるとともに加齢に伴う機能変化にも対処できるよう各種福祉サービス提供者との密接な連携を図り、生活機能の維持または向上を視野に入れた対応を図ることにより日常生活が自立し、生きがいのある日々を営めるように努める。

6 施設の概要

敷 地	9, 7 7 2. 9 0 m ²
建 構	鉄筋コンクリート造 地下1階 地上4階
物 利用者定員	4 0 名

(1) 居 室

居室の種類	室 数	面 積
単 身 部 屋	3 0 室	3 4. 2 0 m ² (2 1 室) / 3 4. 8 0 m ² (3 室)
		3 4. 6 5 m ² (1 室) / 3 4. 4 0 m ² (1 室)
		3 4. 1 7 m ² (1 室) / 3 5. 0 2 m ² (1 室)
		3 5. 0 3 m ² (1 室) / 3 6. 5 9 m ² (1 室)

夫 婦 部 屋	5 室	4 6 . 2 0 m ² (3室) / 4 8 . 6 0 m ² (1室) 5 6 . 7 0 m ² (1室)
---------	-----	--

(2) 主な設備

設備の種類	室 数	面 積
浴室(男性・女性)	各 1 室	3 0 7 . 9 1 m ²
カフェテリア	1 室	1 4 3 . 7 5 m ²
洗 濯 室	3 室	6 . 2 1 m ² / 1 8 . 0 0 m ²

設備の種類	室 数	面 積
娯楽コーナー	1 室	1 7 . 5 0 m ²
談話コーナー	3 室	1 0 . 8 0 m ² / 2 6 . 4 6 m ²
駐 輪 場	1 か所	

7 職員体制

従業者の職種	員数	区 分				保 有 資 格
		常 勤		非常勤		
		専 従	兼 務	専 従	兼 務	
園 長	1		1			社会福祉施設長資格・介護福祉士
事 務 員			1			
生活相談員	1	1				介護福祉士
介 護 員	5	2		3		
調 理 員	2	2				調理師

8 職員の勤務体制

従事者の職種	勤 務 体 制	休 暇
園 長	正規の勤務時間帯(8 : 3 0 ~ 1 7 : 3 0)常勤勤務	4 週 8 休
事 務 員	早番 (6 : 3 0 ~ 1 5 : 3 0)	4 週 8 休
生活相談員	日勤 (8 : 3 0 ~ 1 7 : 3 0)	
介 護 員	遅番 (1 0 : 0 0 ~ 1 9 : 0 0)	
調 理 員	早番 (6 : 0 0 ~ 1 5 : 0 0) 日勤 (8 : 3 0 ~ 1 7 : 3 0) 遅番 (1 0 : 3 0 ~ 1 9 : 3 0)	4 週 8 休

9 施設サービスの概要

種 類	内 容
食 事	1 給食は1日3回提供し、利用者の年齢構成を考え併設施設の管理栄養士により食事摂取基準を基に栄養バランス・彩り・盛付け・温度管理に気を配り食事を楽しんでいただけるよう努める。また、季節に応じた献立の工夫等バラエティに富んだ食事の提供にも努力する。 2 (食事時間) 朝 食 7:30～ 8:30 昼 食 12:00～13:00 夕 食 17:30～18:30 3 食事はセルフサービスで、原則1階カフェテリアで行います。ただし、やむを得ない事情がある場合には、職員まで申し出ること。 4 外出外泊のため食事が不要になるときは、あらかじめ申し出ること。(おおむね1時間半前) 5 食中毒など衛生面上、食事の残り物の持ち帰り、持ち込みはしないこと。 6 職員の食事介助は一切行いません。
入 浴	1 入浴利用日 月曜日・火曜日・木曜日・土曜日 2 入浴利用時間 14:30～17:00 但し、事情によって日時を変更することもあります。 3 入浴時の禁止事項 (1) 浴槽内で身体を洗うこと。(2) 浴室内で洗濯をすること。(3) 浴室で汚物を流すこと。(4) 染髪すること。 4 浴室は利用者皆様が使用致しますので、使用した椅子・桶等は次の人が気持ちよく使用できるようにしてください。 5 職員の入浴介助は一切行いません。

種 類	内 容
洗 濯	2階から4階の各階にある共同洗濯室（洗濯機・乾燥機）をご利用ください。 - 乾燥機は有料となります。（1回100円） - 洗濯室のご利用時間は、7：00～19：00までとなります。 3階・4階の屋上には、洗濯物及び布団等の物干しを設けてありますのでご利用ください。
娯 楽 談話コーナー 休憩コーナー	- 利用者及び来訪者との歓談の場としてお気軽にご利用ください。 - 行事や各クラブ活動等が行われるときは、お気軽にご参加ください。 - 行事や各クラブ活動等は月紙「すずらん」をご覧ください。 - 公衆電話は1階の休憩コーナーに設置してありますのでご利用ください。
掲 示	案内・連絡等は利用者の皆様にお知らせするか、各階の掲示板に掲示いたしますのでご注意ください。
利用料以外に 要する費用	- 利用者個人の電気代及び電話料金。 - 水道代、月額1,000円。冬季（11月～3月）期間は、月額1,500円。 - 各居室内の冷暖房に関わる使用料。 - 各階洗濯室内の乾燥機の使用料は、1回につき100円。 - 退居時に要する費用（居室内現状復帰）。 - 利用料振込手数料 165円。 - その他、外出会・レクリエーション等の活動に要する費用。
郵便・新聞・宅配	- 郵便物は1階通用口にある利用者各自の郵便受けに配達されます。 - 新聞・雑誌等の契約、解約、休止等は利用者自身が直接手続きを行うこと。 - 宅配については原則として各自でお受け取りください。 なお、夜間等やむを得ない場合には、事務所または監視センターで保管します。
保健環境衛生	- 居室の清掃、衣類等の洗濯には常に清潔を心掛け施設内外の清掃、環境衛生にもご協力ください。 - 自分の健康には日々十分留意し、早めの医師の受診を受けるよう努めること。 - 船橋市が行っている成人病検診は必ず受診すること。 - ゴミ・不要品は所定の日時・場所以外には捨てないこと。

種 類	内 容		
保健環境衛生	(1) ゴミの収集日及び種類は次のとおり。		

種 類	内 容
防災・防犯等	1 タバコ、石油ストーブ等の火気類の使用及び線香、ロウソク等の火の使用はしないこと。 2 アイロン、アンカ、コタツ等電気製品の消し忘れ等が無いようにしてください。火災予防に十分注意すること。 3 所定の器具及び指定場所以外での火気の取り扱いは一切しないこと。 4 急病または火災、非常事態が発生した場合は直ちに職員へ連絡してください。なお、居室内に非常用ナースコールが設置されておりますが、緊急・非常時以外には、むやみな使用をさけてください。（体調不良、ケガ等の時はすぐに押してください。） 5 避難用すべり台は、緊急・非常時以外には使用をしないこと。 6 火災、災害が発生した時には、エレベーターの使用はできません。 7 施設で実施する防災訓練や消防訓練には積極的に参加をすること。 8 貴重品等を紛失したり盗まれたりすることのないように、保管には十分注意をしてください。居室を空ける際には、必ず施錠をすること。 9 入居者間での金銭の貸し借りは、行わないこと。 10 敷地内は、全面禁煙となります。
身体的拘束等	サービス提供にあたり、車いすやベッドに胴や四肢を縛る、上肢を縛るミント型の手袋を付ける、腰ベルトやY字型抑制帯を付ける、車いすテーブルを付ける、ベッド柵を4本付ける、居室の外から鍵をかける、向精神薬を過度に使用する等の方法による身体拘束を行いません。
職員による立入	各設備点検や緊急やむを得ない場合に、職員が居室内に立入ることがありますのでご了承ください。

退 去	1 都合により退去しようとする場合には、船橋市ケアハウス条例施行規則に基づき30日前までに届け出を行うこと。 2 次のような場合には意に反して退去していただきます。 (1) 船橋市ケアハウス条例に規定する利用の要件を欠いたとき。 (2) 正当な理由なく利用料を滞納したとき。 (3) 偽りその他不正の手段により、利用の許可を受けたとき。 (4) ケアハウスの風紀を乱し、またはケアハウスの安全を害する行為があったとき。 (5) 身体機能が低下し、ホームヘルパー等の介護を受けても、自立することが困難な場合。 (6) 金銭の管理、各種サービスの利用について自分で判断ができなくなった場合。 (7) 入院が長期に亘り、退院の見込みがつかない場合。 (8) その他、事業者が利用を不相当と認めるとき。
種 類	内 容
そ の 他	1 相談ごと、心配ごとのあるときは気軽に職員に申し出てください。 2 身元保証人、緊急時に連絡のできる人（親族等）に変更があるときは、すみやかに事務所へ届けること。 3 この施設はケアハウス市立船橋長寿園の他、船橋市ケア・リハビリセンター、船橋市東部在宅介護支援センターが併設されており多くの皆さんが来訪されますので、明るい雰囲気でご接していただきますよう心掛けてください。 4 カフェテリア（食堂）、浴室、ルーフバルコニー、洗濯室、談話室・休憩コーナー等の共有スペースを利用する場合には、お互いに気持ち良く使えるよう心掛けましょう。 5 月紙「すずらん」には月の行事・クラブ活動等を紹介しておりますので、積極的にご参加ください。 6 トイレは水洗のため、トイレットペーパー以外の物は一切流さないこと。 7 職員に対する金品の贈与等、堅く禁じられておりますのでご協力ください。 8 以上細かい規則・約束事等を記してありますが、共に生活する上で判らないこと等不明な点がありましたら、職員にご相談ください。 9 これ以外にも施設からお願いすることもありますのでご理解ください。

同意書

令和 年 月 日

指定管理者
社会福祉法人 清和会
ケアハウス市立船橋長寿園
園 長 林 茂 樹

利用者

氏名 _____ 印

ケアハウス市立船橋長寿園の利用に関し、重要事項説明書に基づく概要、
注意事項等を固く守ることを同意いたします。